

# 第1章 総則

## (目的) 第1条

第1条 この条例は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第9条の2の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、法第9条の4の規定に基づき指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準等について、法第17条第2項の規定に基づき消防用設備等の技術上の基準の付加について並びに法第22条第4項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、石狩北部地区消防事務組合における火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。

### 【趣旨】

本条は、石狩北部地区消防事務組合火災予防条例の目的を明らかにしたものである。

本条例の目的は、第一に、法第9条の規定に基づき、①火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備（「かまど」、「風呂場」など、使用形態上、容易に移動できないものをいう。）の位置、構造及び管理の基準に関すること、②火を使用する器具（「こんろ」、「こたつ」など、使用形態上、移動して使用することができるものをいう。）又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準に関すること、③屋外、屋内を問わず、火の使用に関し、火災の予防上危険であると認められる行為等に対する規制措置一般に関すること、第二に、法第9条の2の規定に基づき、住宅用防災機器の設置及び維持に係る基準等に関すること、第三に、法第9条の4の規定に基づき、指定数量未満の危険物、指定可燃物の貯蔵及び取扱いの基準に関すること、第四に、法第17条第2項の規定に基づき、石狩北部地区の気候又は風土の特殊性を勘案した消防用設備等の技術上の基準に関すること、第五に、法第22条第4項の規定に基づき、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関するここと、第六に、その他組合内における火災予防上必要な事項に関するここと、以上を定めることにより、住民生活の安全及び安心を推進することを目的とする旨を明らかにしている。

### 【解説】

1 本条例は、火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号消防庁長官通知）の内容を踏まえ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条の規定に基づく行政事務条例事項としての第6章及び第7章、委任条例事項としての第3章から第4章及び第6章の2、付加条例事項（国の法令で定める技術上の基準を特別の場合に補完するためのもの）としての第5章から成る。

2 本条例には、住民生活の安全及び安心を推進するために火災予防に関して住民が順守しなければならない項目が定められている。住民は、本条例や消防法をはじめとした消防関係法令に定められた各項目を順守する責務を負うことになるが、これは単に「法律や条例に示されているから順守する。」ということではない。

消防法令に定められている内容は、火災を予防することはもとより、万が一火災を発生させてしまった場合においても、その被害を最小限にするために必要な数々の手段が盛り込まれている。過去に発生した火災では、消防法令を理解し、順守していれば、そもそも火災が発生しなかったり、火災が発生しても被害が最小限に抑えられたところ、消防法令を順守していなかったばかりに、自己所有の家屋が全焼してしまったもの、自己所有の家屋だけでなく隣近所にも火災が拡大し、多大な被害を及ぼし、その地域で生活することができなくなってしまったもの、火災の発見が遅れ、自らの命が犠牲になってしまったものなど、様々な被害が発生している。これらの被害を防止するためには、消防法令を順守しなければ自分の身の回りにどのような被害（人命危険、財産被害）が発生するのかといったことを想像し、行動していくことが何よりも求められるところである。

つまり、消防法令は、それが国民や市民一般に課せられたルールだから順守するということだけではなく、消防法令を順守することによって人命危険や財産被害など様々な危機事象から自らの生活を守り、周りの者の生活を侵害しないことに直結するということを十分に認識しておく必要がある。

3 消防組織及び消防業務（以下、本条【解説】において「消防組織等」という。）の究極的な目的は、消防組織法及び消防法において明確に示されているところである。具体的には、施設及び人員を活用して火災を予防し、警戒し及び鎮圧することにより、国民の生命、身体及び財産を火災から保護すること、災害による被害を軽減し、防除すること、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことである。

石狩北部地区消防事務組合では、当該目的を達成するため、火災が発生した際には、出火原因及び損害の規模を調査し、その結果を住民の火災予防施策及び建物の防火安全対策はもとより、消防部隊による効果的な消火戦術の分析、研究及び消防部隊の訓練に活用し、万が一火災が発生した際には、迅速かつ的確な消火・人命救助活動を行うことにより、住民の生命、身体及び財産を保護している。

4 本条例は、消防組織等における目的のうち、火災の予防に焦点を当てたものであり、消防法令と相まって、市民生活の安全及び安心を推進するために必要不可欠なことが盛り込まれているものである。

#### 【参考】火災予防条例準則・火災予防条例（例）について

火災予防条例（例）は、市町村の火災予防条例に係る執務の参考資料であり、ガイドラインとしての位置付けとなっており、予防消防制度の発展に合わせ、市町村における火災予防行政の水準を引き上げ、火災予防体制を整備するために火災予防条例準則（「準則」とは、「準拠すべき法則の定めをいう。」という意味である。以下、本条【解説】において「条例準則」という。）を整備した。

条例準則は、全7章構成となっており、そのうち、第2章（公衆の出入する場所等の指定）は消防法第4条を、第3章（火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等）は消防法第9条及び第22条を、第4章（指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準）は消防法第9条の4を、第5章（避難管理）及び第6章（雑則）は地方自治法第14条をそれぞれの根拠とする構成となっている。

当時の条例準則は、改正通知のたびに、市町村に対して新条例の発案時期、改正条例案の形式、改正条例案の議会への提出期限を示すなど、助言的な性格が強いものとして発出されていた。しかし、平成5年に国と地方との役割の見直し、国から地方への権限移譲などの「地方分権の推進に関する決議」が衆参両議院で決議されるなど、地方分権への流れが加速化する中で、条例準則については、市町村における火災予防条例の制定改廃に係る執務の参考であるという旨を明確に打ち出すため、平成12年にその名称を「準則」から「例」に改め、火災予防条例（例）としたものである（平成12年11月22日付け消防予第257号消防庁次長通知）。